

第49号議案

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 3 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

国民健康保険税の職権による減免を可能とするため、所要の改正を行うものがあります。

府中市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

府中市国民健康保険税条例（昭和３５年４月府中市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１３条第３項中「によつて、国民健康保険税」を「により国民健康保険税」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、国民健康保険税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第１３条第４項中「によつて、国民健康保険税」を「により国民健康保険税」に、「においては」を「には」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

府中市国民健康保険税条例新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

新	旧
（国民健康保険税の減免） 第13条 省 略 2 省 略 3 第1項の規定により<u>国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、国民健康保険税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> (1)～(3) 省 略 4 第1項の規定により<u>国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合</u>には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。 <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	（国民健康保険税の減免） 第13条 省 略 2 省 略 3 第1項の規定によつて、<u>国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</u> (1)～(3) 省 略 4 第1項の規定によつて、<u>国民健康保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</u>